

利用配分計画各筆明細

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利				現に機構より権利の設定を受けている者							
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ℓ・年	支払方法								
			登記簿面積 m ²												
1	農事組合法人 やと	日南町矢戸字午王田 1456	田	556.00	賃貸借 水田	9年11ヶ月 平成31年5月1日 平成41年3月31日	全体3,000円	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-						
		日南町矢戸字下高畦 1271	田	1,905.00			全体10,000円								
		日南町矢戸字下高畦 1272	原野	227.00			物納 全体米60kg			耕作者が地権者へ直接届ける					
		日南町矢戸字塔田 1468	田	559.00											
		日南町矢戸字塔田 1469	原野	206.00											
		日南町矢戸字塔田 1470	田	790.00											
		日南町矢戸字塔田 1471	原野	225.00											
		日南町矢戸字塔田 1472	原野	37.00											
		日南町矢戸字塔田 1473	田	914.00											
		日南町矢戸字塔田 1474	原野	142.00											
				10件 計 5,561.00											
		2	吉川 保	日南町笠木字歳徳免 4048			原野			57.00	賃貸借 水田	5年11ヶ月 平成31年5月1日 平成37年3月31日	水張反当 5,000円	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
				日南町笠木字歳徳免 4049			田			1,435.00					
日南町笠木字歳徳免 4050	原野			125.00											
				3件 計 1,617.00											
3	坪倉 昌	日南町福万来字十文字下夕 1788-2	田	161.00	賃貸借 水田	4年11ヶ月 平成31年5月1日 平成36年3月31日	全体10,000円	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-						
		日南町福万来字十文字下夕 1788-3	田	129.00											
		日南町福万来字宮垣内 1814	田	267.00											
		日南町福万来字宮垣内 1815	田	201.00											
		日南町福万来字十文字下夕 2361	田	1,898.00											
		日南町福万来字十文字下夕 2362	原野	125.00											
		日南町福万来字十文字下夕 2363	田	1,718.00											
		日南町福万来字十文字下夕 2368	田	1,268.00											
				8件 計 5,767.00											

利用配分計画各筆明細

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利				現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107- 1 ・年	支払方法		
			登記簿面積 m ²						
4	浅田 昭弥	日南町神福字小鳥立 2138	田	1,624.00	賃貸借 水田	9年11ヶ月 平成31年5月1日 平成41年3月31日	物納 水張反当 米30kg	耕作者が地権者 へ直接届ける	-
		日南町神福字小鳥立 2139	原野	181.00					
		日南町神福字小鳥立 2140	田	841.00					
		日南町神福字小鳥立 2141	原野	97.00					
		日南町神福字小鳥立 2142	田	697.00					
		日南町神福字小鳥立 2143	原野	100.00					
		日南町神福字小鳥立 2144	田	522.00					
		日南町神福字小鳥立 2145	田	517.00					
				8件 計 4,579.00					
5	嶋川 克寿	日南町中石見字新田 1834	田	1,425.00	賃貸借 水田	6年9ヶ月 平成31年5月1日 平成38年2月11日	物納 全体米30kg	耕作者が地権者 へ直接届ける	-
		日南町中石見字新田 1835	原野	121.00					
		日南町中石見字新田 1838	田	673.00		7年9ヶ月 平成31年5月1日 平成39年2月9日	水張反当 5,000円	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	
		日南町中石見字新田 1839	原野	27.00					
		日南町中石見字新田 1840	原野	31.00		6年8ヶ月 平成31年5月1日 平成38年1月11日	水張反当 4,000円		
		日南町中石見字新田 1841	田	2,139.00					
				6件 計 4,416.00					
6	(有)アルファービジネス	日南町中石見字堂ノ廻リ 693-1	田	409.00	賃貸借 水田	6年8ヶ月 平成31年5月1日 平成38年1月11日	物納 全体米210kg	耕作者が地権者 へ直接届ける	-
		日南町中石見字仲代 1993	田	2,086.00					
		日南町中石見字谷ノ下 2110-1	田	900.00					
		日南町中石見字谷ノ下 2110-2	田	473.00					
		日南町中石見字谷ノ下 2111	原野	100.00					
		日南町下石見字新田 3097	原野	145.00					
		日南町下石見字新田 3100	田	2,007.00					
		日南町下石見字新田 3101	原野	336.00					

利用配分計画各筆明細

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利				現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ℓ・年	支払方法		
			登記簿面積 m ²						
		日南町中石見字袋尻 2007	田	1,961.00	賃貸借 水田	6年8ヶ月 平成31年5月1日 平成38年1月11日	物納 全体米240kg	耕作者が地権者 へ直接届ける	—
		日南町中石見字袋尻 2008	原野	80.00					
		日南町中石見字袋尻 2009	田	1,523.00					
		日南町中石見字袋尻 2010	原野	80.00					
		日南町中石見字袋尻 2011	田	1,086.00					
		日南町中石見字袋尻 2012	原野	31.00					
		日南町中石見字袋尻 2013	原野	89.00					
		日南町中石見字袋尻 2014	田	1,224.00					
		日南町中石見字袋尻 2015	原野	244.00					
		日南町中石見字袋尻 2018	田	1,896.00					
		日南町中石見字袋尻 2019	原野	79.00					
		日南町中石見字カラ立小路ノ下モ 2062	田	1,053.00	賃貸借 水田	7年 平成31年5月1日 平成38年5月9日	物納 全体米120kg	耕作者が地権者 へ直接届ける	—
		日南町中石見字大倉小路ノ下モ 2067	田	927.00					
		日南町中石見字大倉小路ノ下モ 2068	原野	61.00					
		日南町中石見字大倉小路ノ下モ 2073	原野	5.46					
		日南町中石見字大倉小路ノ下モ 2074	田	1,119.00					
		日南町中石見字谷ノ下 2107	田	899.00					
		日南町中石見字谷ノ下 2108	原野	102.00					
		日南町中石見字谷ノ下 2109	原野	356.00					
		日南町下石見字町坂 3105	田	1,077.00	賃貸借 水田	7年1ヶ月 平成31年5月1日 平成38年6月9日	物納 全体米90kg	耕作者が地権者 へ直接届ける	—
		日南町下石見字町坂 3106	原野	244.00					
		日南町三吉字中村 1566	田	2,352.00					
				30件 計 22,944.46					
				65件 計 44,884.46m ²					

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。